

長野県内周遊バスツアー支援実施要領

事務局

(一社) 長野県観光機構

1 目的

自動車等の運転免許を持たない若年層や高齢者、増加傾向にある訪日外国人旅行者等が気軽に長野県内を周遊観光できるよう、バスを活用した着地型観光メニューを充実し、「稼ぐ」観光地域の基盤づくりを促進する。

2 支援対象者

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づく登録を受けている旅行会社

3 支援要件

次の各号に掲げる要件を全て満たすツアーであること。

- (1) 長野県内の宿泊地から出発し、長野県内でツアーが終了する周遊ツアーであること。
- (2) 有料の観光施設等（昼食含む）を 1 箇所以上利用するツアーであること。（宿泊施設は有料の観光施設等には含まない。また、観光施設の利用をツアー参加者の選択制とする場合は対象外。）
- (3) 新規もしくは既存のツアー行程の一部を変更し催行されるツアーであること。
- (4) 催行期間が以下の①、②の期間に催行されるものであること。（ツアーの出発日、終了日いずれもこの期間内であること。催行期間により、申請受付期間が異なりますのでご注意ください。
 - ①平成 30 年 7 月 1 日（日）から平成 30 年 11 月 28 日（水）まで
申請受付期間：平成 30 年 4 月 24 日（火）から平成 30 年 5 月 31 日（木）到着分まで
 - ②平成 30 年 11 月 29 日（木）から平成 31 年 2 月 18 日（月）まで
申請受付期間：平成 30 年 8 月 1 日（水）から平成 30 年 10 月 31 日（水）到着分まで
- (5) 貸切バスを利用したツアーであること。（マイクロバス含む。）
- (6) 募集型企画商品であること。（受注型企画商品および、今年度限りのイベント等を目的とする旅行のような継続性のないもの、長野県民のみに参加を限定した募集型企画商品は対象としない。）
- (7) 日本国内の消費者を対象としたツアーであること。（ただし、修学旅行は対象外とする。）
- (8) 申請ツアーの催行にあたり、他の補助金等を受けていないこと。

4 支援額

- (1) 各ツアーにおいて支援の対象となるバスの台数は、同一行程で催行されるツアーで利用するバスの合計台数とする。ただし、乗り換えで利用するバスは含まない。

(2) 支援額は、以下に掲げる額の合計額とし、催行実績に応じて支援する。ただし、支援額の上限は1社300,000円とする。(ツアーが催行されなかった場合は、交付決定額を上限に対象ツアーのPR経費を支援する)

①基礎支援

貸切バス1台につき、40,000円を支援する。

②送客実績支援

各ツアーの送客実績に応じて、次の金額を支援する。

- ・送客1人につき1,000円
- ・送客1人につき3,000円※

※バス利用予定のツアーで、参加人数が少なくジャンボタクシー等に変更した場合の支援額(当初から貸切バス以外を利用する予定のツアーは今回の支援の対象となりません。)

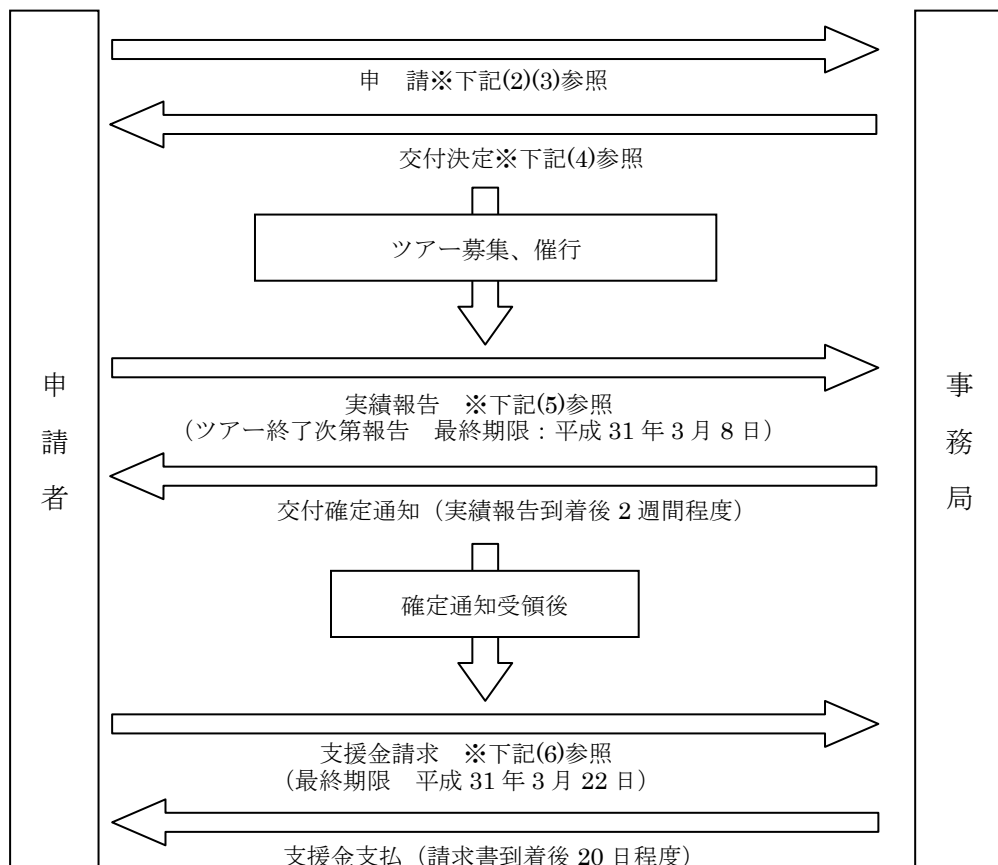
③対象ツアーのPR経費(ツアーが催行されなかった場合のみ)

対象ツアーをPRするために要した経費(チラシ印刷代、広告費等)を支援する。
支援額は交付決定額を上限とする。

(3) 支援規模: 2,000,000円(予定)

5 事務取扱手順

(1) 事務の流れ



(2) 申請の方法

①申請者は、以下の書類を事務局に提出するものとする。

ア 支援申請書（様式第1号）

イ 支援申請しようとするツアーの行程表（任意様式）

ウ 誓約書（様式第2号）

支援申請書は、ツアー企画ごとに作成するものとする。（複数の催行日がある場合は、様式第1号別紙「ツアー概要」に催行日ごとの詳細を記載し、支援申請書に添付してください。なお、支援金の支払は支援申請書毎に行います。支払を複数回に分けて希望する場合は、支援申請書を複数枚に分けて提出してください。）

②上記申請書類は郵送により、下記事務局あて提出するものとする。

【郵送先】 〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2

長野県観光機構 国内ツーリズム推進部 長野県内周遊バスツアー支援係

(3) 申請受付期間

①平成30年4月24日（火）から平成30年5月31日（木）到着分まで

平成30年7月1日（日）から平成30年11月28日（水）の期間内に催行されるツアーが対象

②平成30年8月1日（水）から平成30年10月31日（水）到着分まで

平成30年11月29日（木）から平成31年2月18日（月）の期間内に催行されるツアーが対象

（各受付期間終了後、申請内容を審査し、交付決定します。受付期間終了前の審査は行いません。）

(4) 支援金の交付決定

各申請受付期間終了後、ツアー内容等の審査を行い、優れた企画に対し支援を行う。交付の可否を支援申請書の事務局記載欄に記載し、FAXにて通知する。（交付が認められた場合は、申請書に記載された催行予定人数、バス利用予定台数をもとに交付上限額を算出し、通知します。ただし、実際の支援額は、ツアーの催行実績によります。ツアーが催行されなかった場合、対象ツアーのPR経費のみ支援します。申請受付期間①の回答は6月15日（金）まで、申請受付期間②の回答は11月16日（金）までに回答します。6月15日（金）または11月16日（金）までにFAXによる回答がない場合には、恐れ入りますが事務局までご連絡ください。）

各ツアーへの支援金額は、交付決定の際に記載する交付上限額を上限に支払うものとする。（ツアーの催行実績が申請書に記載された催行予定人数、バス利用予定台数を上回っても、交付上限額を超えて支援金を請求することはできません。）

(5) 実績報告及び支援金額の確定

①支援金の交付決定を受けた者（以下「支援事業者」という）は、支援申請書に記載した催行期間終了後、「実績報告書」（様式第3号）及び添付書類を提出するものとする。

【提出書類】

- ア 実績報告書（様式第3号）
- イ ツアー行程のわかるパンフレット、最終行程表等
- ウ 催行人員、有料施設を利用したことがわかる書類（昼食代領収書、施設利用料領収書、施設利用証明書等）
※コピー可。ただし、申請者以外が発行したもの、または申請者以外の確認印があるものに限ります。
- エ 対象ツアーのPRに要した経費額がわかる書類（ツアーが催行されなかった場合のみ）

②上記実績報告は郵送により、下記事務局あて提出するものとする。

【郵送先】 〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2

長野県観光機構 国内ツーリズム推進部 長野県内周遊バスツアー支援係

③事務局は、①による実績報告の内容を審査し、適正と認められる場合は、支援金額を確定し支援金額確定通知書（様式第4号）により支援事業者へ通知する。

④上記実績報告はツアー終了次第すみやかに行うものとし、最終報告期限を平成31年3月8日（金）までとする。最終報告期限までに報告がない場合は、支援金を交付できない場合がありますので、ご注意ください。

(6) 支援金の請求

支援事業者は、上記(5)③の支援金額確定通知書を受領後、「支援金請求書」（様式第5号）により確定した支援金額の請求を事務局あてに行う。

なお、支援金の請求期限は平成31年3月22日（金）までとする。

(7) その他

申請書の提出日から平成31年3月31日までの間に、旅行業法等の違反による営業停止等の処分が決定した場合は、支援金交付前には交付の取消、交付後には支援金の返還を請求します。

6 問い合わせ

（事務局）

一般社団法人長野県観光機構 国内ツーリズム推進部

（電話） 026-234-7219

（email） yukyaku@nagano-tabi.net